

堺市民活動サポートセンターご利用のみなさまへ

堺市民活動サポートセンター

堺市民活動サポートセンター内施設およびスペース等

利用休止を含む自粛協力のお願いについて

政府より、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、大阪府知事から外出およびイベント開催に対する自粛要請が出るとともに、堺市内においても貸館・貸会議室の休館措置を含めた対応方針がだされております。

つきましては、堺市市民活動サポートセンターにおきましても、以下のとおり施設およびスペース等の利用休止を主とした対応を行うこととなりましたので、ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

期 間

当面の間（概ね「緊急事態宣言」が発令している期間）

対応内容

○下記施設およびスペースの利用休止

- ・ミーティングルーム①②、ワークステーション、作業用スペース、交流サロン
- ・すでにご予約いただいているものを含めた全面休止となります。

○その他貸事務所内の一部利用の制限

- ・貸事務所（事務所 ABCD・簡易事務所）、ロッカー、メールボックスのご利用は可能ですが、事務所内及びサポートセンター内での作業につきましてはご利用をお控えください。

○開所時間の変更

- ・平 日：午前9時～夕方5時30分まで
- ・土日祝：休館

○施設利用抽選会の延期

- ・毎月実施しておりましたミーティングルーム①②の抽選会は延期します。
- ・施設内での活動再開の際に、別途予約を受け付け致します。

※上記の日程および期間についてはさらに変更・延期となる可能性がございます

状況については適時堺市社会福祉協議会ホームページ等においてお知らせいたしますのでご確認ください。

-お問い合わせ-

堺市民活動サポートセンター

○電話：072-232-8686

○担当：稲田・畔柳・川端